

(仮訳文)

税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約

この条約の締約国は、

利益に対する租税が課されず、又は軽減される場所に人為的に利益を移転させる効果を有する積極的な国際タックス・プランニングによって政府が多大な法人税の収入を失うことを認識し、

税源浸食及び利益移転（BEP S）が、先進国のみでなく新興経済国及び開発途上国にとっても喫緊の課題であることに留意し、

利益を生み出す実質的な経済活動が行われ、かつ、価値が創造される場所において当該利益に対して租税が課されることを確保することの重要性を認識し、

OECD／G 20 BEP S プロジェクトの下において策定された一連の措置（以下「OECD／G 20 BEP S 措置」という。）を歓迎し、

OECD／G 20 BEP S 措置が、二以上の国又は地域における課税上の取扱いの差異（ハイブリッド・ミスマッチ）を利用する仕組みに対処し、条約の濫用を防止し、恒久的施設の地位の人為的な回避に対処し、

及び紛争の解決を改善するための租税条約関連措置を含むことに留意し、

多数国間において、税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を迅速に、協調して、及び一致して実施することを確保することの必要性を認識し、

所得に対する二重課税を回避するための既存の協定が、当該協定の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（当事国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために当該協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するものと解されることを確保することの必要性に留意し、所得に対する二重課税を回避するための既存の協定のネットワーク全体において、当該協定のそれぞれについて二国間で再交渉することを要することなく、合意された変更を同時に、かつ、効率的な方法によって実施するための効果的な枠組みの必要性を認識して、

次のとおり協定した。

第一部 適用範囲及び用語の解釈

第一条 条約の適用範囲

この条約は、次条（用語の解釈） 1 (a)に規定する全ての対象租税協定を修正する。

第二条 用語の解釈

1 この条約の適用上、次の定義を適用する。

(a) 「対象租税協定」とは、所得に対する租税に関する二重課税を回避するための協定（他の租税を対象とするか否かを問わない。）であつて、次の全ての要件を満たすものをいう。

(i) 次のいずれかに該当する国又は地域であつて二以上のものの間において効力を有すること。

(A) 締約国

(B) 当該協定の当事者である地域であつて、締約国が国際関係について責任を負うもの

(ii) 各締約国が、この条約の対象とすることを希望する協定として寄託者に通告した協定及び当該協定を改正する文書又は当該協定に附属する文書であつて、題名、当事者の名称、署名の日及びその通告の時において効力を生じている場合には効力発生の日によって特定されるものであること。

(b) 「締約国」とは、次のものをいう。

(i) 第三十四条（効力発生）の規定に従つてこの条約が効力を有する国

(ii) 第二十七条（署名及び批准、受諾又は承認） 1 (b)又は(c)の規定に従ってこの条約に署名した地域で

あつて、第三十四条（効力発生）の規定に従ってこの条約が効力を有するもの

(c) 「当事国」とは、対象租税協定の当事者をいう。

(d) 「署名国」とは、この条約に署名した国又は地域であつて、この条約が効力を有していないものをいう。

2 締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、関連する対象租税協定において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。

第二部 ハイブリッド・ミスマッチ

第三条 課税上存在しない団体

1 対象租税協定の適用上、いずれかの当事国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによつて又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の当事国における課税上当該一方の当事国の居住者の所得として取り扱

われる限りに於いて、当該一方の当事国の居住者の所得とみなす。

2 一方の当事国の居住者が取得する所得であつて対象租税協定の規定に従つて他方の当事国において租税を課することが出来るものについて所得に対する租税を免除すること又は納付される所得に対する租税の額を控除することを当該一方の当事国に求める当該対象租税協定の規定は、当該所得が当該他方の当事国の居住者によつて取得されるものであることのみを理由として当該対象租税協定の規定に従つて当該他方の当事国において租税を課することが出来るものである限りに於いて、適用しない。

3 一又は二以上の締約国が第十一条（自国の居住者に対して租税を課する締約国の権利を制限する租税協定の適用） 3 (a)の規定に基づく留保を付する対象租税協定については、1に第二文として次のように加える。

この1の規定は、いかなる場合にも、一方の当事国が当該一方の当事国の居住者に対して租税を課する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

4 1の規定（3の規定によつて修正される場合には、その修正の後のもの）は、いずれかの当事国の租税に関する法令の下において課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによつて又はこ

のような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得が一方の当事国の居住者の所得として取り扱われる
か否かについて対象租税協定の規定（一般的な規則を規定するものであるか特定の事実関係及び団体又は
仕組みの種類の取扱いを詳細に規定するものであるかを問わない。）が対処する限りにおいて、当該規定
に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

5 締約国は、次の権利を留保することができる。

- (a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利
- (b) 4に規定する規定を含む対象租税協定について、1の規定を適用しない権利
- (c) 4に規定する規定であつて、当事国以外の国若しくは地域において設立された団体若しくは仕組みに
よつて又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得について対象租税協定に基づく特典
を与えないことを規定するものを含む対象租税協定について、1の規定を適用しない権利
- (d) 4に規定する規定であつて、特定の事実関係及び団体又は仕組みの種類の取扱いを詳細に規定するも
のを含む対象租税協定について、1の規定を適用しない権利
- (e) 4に規定する規定であつて、特定の事実関係及び団体又は仕組みの種類の取扱いを詳細に規定し、か

つ、当事国以外の国若しくは地域において設立された団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得について対象租税協定に基づく特典を与えないことを規定するものを含む対象租税協定について、1の規定を適用しない権利

(f) 対象租税協定について、2の規定を適用しない権利

(g) 4に規定する規定であつて、特定の事実関係及び団体又は仕組みの種類の取扱いを詳細に規定するものを含む対象租税協定についてのみ、1の規定を適用する権利

6 5 (a)又は(b)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が4に規定する規定(5(c)から

(e)までの規定に基づく留保の対象とならないものに限る。)を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。締約国が5(g)の規定に基づく留保を付する場合には、第一文に規定する通告は、当該留保の対象となる対象租税協定に限る。全ての当事国が対象租税協定の規定について当該通告を行った場合には、1の規定(3の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの)は、4に規定する限りにおいて、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の規定(3の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの)は、当該対象租税協定の規定が1の規定

（３の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第四条 双方居住者に該当する団体

１ 対象租税協定の規定によって二以上の当事国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、これらの当事国の権限のある当局は、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意によって、当該対象租税協定の適用上その者が居住者とみなされる当事国を決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、当該対象租税協定に基づいて与えられる租税の軽減又は免除（これらの当事国の権限のある当局が合意する範囲において、及びこれらの当事国の権限のある当局が合意する方法によって与えられるものを除く。）を受けることができない。

２ １の規定は、個人以外の者が二以上の当事国の居住者に該当する場合にその者を一方の当事国の居住者として取り扱うか否かを決定するための規則を規定する対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。ただし、１の規定は、二元上場法人に関する取決めに参加する法人が居住者とみなされる当事国について明示的に規定する対象租税協定の規定については、適用しない。

3 締約国は、次の権利を留保することができる。

(a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(b) 個人以外の者が二以上の当事国の居住者に該当する場合につきこれらの当事国の権限のある当局に対しその者が居住者とみなされる一の当事国について合意に達するよう努めることを求めることによつて既に対処している対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(c) 個人以外の者が二以上の当事国の居住者に該当する場合につきこれらの当事国の権限のある当局に対しその者が居住者とみなされる一の当事国について合意に達するよう努めることを求めることなく対象租税協定に基づく特典を与えないことによつて既に対処している対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(d) 個人以外の者が二以上の当事国の居住者に該当する場合につきこれらの当事国の権限のある当局に対しその者が居住者とみなされる一の当事国について合意に達するよう努めることを求めることによつて既に対処しており、かつ、そのような合意に達することができない場合における対象租税協定の下でのその者の取扱いを規定する対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(e) 対象租税協定の適用上、1の第二文を次のように代える権利

そのような合意がない場合には、その者は、当該対象租税協定に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

(f) (e)の規定に基づく留保を付する締約国との間の対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

4 3(a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が2に規定する規定(3(b)から(d)までの規定に基づく留保の対象とならないものに限る。)を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定が1の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第五条 二重課税の除去のための方法の適用

1 締約国は、2及び3の規定(選択肢A)、4及び5の規定(選択肢B)若しくは6及び7の規定(選択肢C)のいずれかを適用すること又はいずれの選択肢も適用しないことを選択することができる。対象租

税協定の各当事国が異なる選択肢を選択する場合又は一方の当事国がいずれかの選択肢を適用することを選択し、かつ、他方の当事国がいずれの選択肢も適用しないことを選択する場合には、各当事国が選択する選択肢は、当該各当事国の居住者について適用する。

選択肢 A

2 二重課税を除去するために一方の当事国において当該一方の当事国の居住者が取得する所得又は所有する財産について租税を免除することを規定する対象租税協定の規定は、他方の当事国において当該所得若しくは財産について租税を免除し、又は当該所得若しくは財産に対して課することができる租税の率を制限する当該対象租税協定の規定を適用する場合には、適用しない。当該他方の当事国において当該所得又は財産に対して課することができる租税の率を制限する当該対象租税協定の規定を適用する場合には、当該一方の当事国は、当該他方の当事国において納付される租税の額を当該居住者の所得又は財産に対して課される租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された所得又は財産に対する租税の額のうち当該他方の当事国において租税を課することができる所得又は財産に対応する部分を超えないものとする。

3 2の規定は、2に規定する所得又は財産について租税を免除することを一方の当事国に求めることを規定する対象租税協定について、適用する。

選択肢 B

4 一方の当事国の居住者によって取得される所得が当該一方の当事国において配当として取り扱われることを理由として当該一方の当事国において当該所得について二重課税を除去するために租税を免除することを規定する対象租税協定の規定は、他方の当事国の居住者の課税対象利得を決定するに当たって当該他方の当事国の法令に基づいて当該所得が控除される場合には、適用しない。この場合には、当該一方の当事国は、当該他方の当事国において納付される所得に対する租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された所得に対する租税の額のうち当該他方の当事国において租税を課することができるとする部分を超えないものとする。

5 4の規定は、4に規定する所得について租税を免除することを一方の当事国に求めることを規定する対象租税協定について、適用する。

選択肢 C

6
(a)

一方の当事国の居住者が、対象租税協定の規定に従って他方の当事国において租税を課することができるとき所得を取得し、又は財産を所有する場合（当該所得が当該他方の当事国の居住者によって取得される所得であることのみを理由として当該対象租税協定の規定に従って当該他方の当事国において租税を課することができるときを除く。）には、当該一方の当事国は、

(i) 当該他方の当事国において納付される所得に対する租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。

(ii) 当該他方の当事国において納付される財産に対する租税の額を当該居住者の財産に対する租税の額から控除する。

ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された所得に対する租税又は財産に対する租税の額のうち当該他方の当事国において租税を課することができる所得又は財産に対応する部分を超えないものとする。

(b)

一方の当事国の居住者が取得する所得又は所有する財産について対象租税協定の規定に従って当該一方の当事国において租税が免除される場合においても、当該一方の当事国は、当該居住者の残余の所得

又は財産に対する租税の額を算定するに当たり、その免除された所得又は財産を考慮に入れることができる。

7 6の規定は、一方の当事国の居住者が取得する所得又は所有する財産であつて対象租税協定の規定に従つて他方の当事国において租税を課することができるとして二重課税を除去するために当該一方の当事国において租税を免除することを当該一方の当事国に求める当該対象租税協定の規定に代えて、適用する。

8 1の規定に基づき選択肢を適用することを選択しない締約国は、一若しくは二以上の特定の対象租税協定又は全ての対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利を留保することができる。

9 選択肢Cを適用することを選択しない締約国は、一若しくは二以上の特定の対象租税協定又は全ての対象租税協定について、他の当事国が当該選択肢を適用することを認めない権利を留保することができる。

10 1の規定に基づき選択肢を適用することを選択する各締約国は、自国が選択した選択肢を寄託者に通告する。その通告には、次の一覧を含む。

(a) 選択肢Aを適用することを選択する締約国については、3に規定する規定を含む対象租税協定並びに

当該規定の条及び項の番号の一覧

(b) 選択肢Bを適用することを選択する締約国については、5に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧

(c) 選択肢Cを適用することを選択する締約国については、7に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧

選択肢を適用することを選択した締約国が対象租税協定の規定について当該通告を行った場合に限り、当該規定について、当該選択肢を適用する。

第三部 条約の濫用

第六条 対象租税協定の目的

1 対象租税協定の前文に次の段落を加えるように修正する。

この協定の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（当事国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のためにこの協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を

除去することを意図して、

2 1に規定する段落は、二重課税を除去する意図に言及する対象租税協定の前文の文言（非課税又は租税の軽減の機会を生じさせない意図に言及するか否かを問わない。）に代わり、又は当該前文の文言がない対象租税協定に加わる。

3 締約国は、経済関係の発展を図り、又は租税に関する協力を強化することを希望することに言及する前文の文言を含まない対象租税協定の前文に次の段落を加えることを選択することができる。

当事国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する当事国間の協力を強化することを希望し、

4 締約国は、非課税又は租税の軽減の機会を生じさせることなく二重課税を除去する当事国の意図に言及する前文の文言（脱税又は租税回避（当事国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために対象租税協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを含む。）を通じて非課税又は租税の軽減にのみ言及する文言であるか、より広い場合における非課税又は租税の軽減に言及する文言であるかを問わない。）を含む対象租税協定について、1の規定を適用しない権利を留保する

ことができる。

5 各締約国は、各対象租税協定（4の規定に基づく留保の対象となるものを除く。）が2に規定する前文の文言を含むか否か及び当該前文の文言を含む場合には該当する前文の文言を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の前文の文言についてその通告を行った場合には、1に規定する段落は、当該対象租税協定の前文の文言に代わる。その他の場合には、1に規定する段落を既存の前文の文言に加える。

6 3の規定を適用することを選択する各締約国は、その選択を寄託者に通告する。その通告には、経済関係の発展を図り、又は租税に関する協力を強化することを希望することに言及する前文の文言を含まない対象租税協定の一覧を含む。全ての当事国が3の規定を適用することを選択し、かつ、対象租税協定について当該通告を行った場合に限り、3に規定する段落を当該対象租税協定に加える。

第七条 条約の濫用の防止

1 対象租税協定のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、当該対象租税協定に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えること

が当該対象租税協定の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得又は財産については、当該特典は、与えられない。

2 1の規定は、仕組み若しくは取引若しくは仕組み若しくは取引に關与する者の主たる目的若しくは主たる目的の一つが対象租税協定に基づいて与えられる特典を得ることであつた場合に当該特典の全部若しくは一部を与えないことを規定する当該対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

3 15(a)の規定に基づく留保を付さない締約国は、対象租税協定について4の規定を適用することを選択することができる。

4 仕組み若しくは取引又は仕組み若しくは取引に關与する者の主たる目的又は主たる目的の一つが対象租税協定に基づいて与えられる特典を得ることであつた場合に当該特典の全部又は一部を与えないことを規定する対象租税協定の規定（この条約によって修正される場合には、その修正の後のもの）に基づいてある者に対して当該対象租税協定に基づく特典が与えられない場合においても、当該特典を与える当事国の権限のある当局は、その者からの要請に基づいて、かつ、関連する事実及び状況を検討した上で、当該仕

組み又は取引がなかったとしたならばその者に対して当該特典が与えられたと判断するときは、その者を特定の所得又は財産について当該特典又は当該特典と異なる特典を受ける権利を有する者として取り扱う。一方の当事国の居住者からこの4の規定に基づく要請を受けた他方の当事国の権限のある当局は、当該要請を拒否する前に、当該一方の当事国の権限のある当局と協議する。

5 4の規定は、仕組み若しくは取引又は仕組み若しくは取引に関与する者の主たる目的又は主たる目的の一つが対象租税協定に基づいて与えられる特典を得ることであつた場合に当該特典の全部又は一部を与えないことを規定する当該対象租税協定の規定（この条約によつて修正される場合には、その修正の後のも）について、適用する。

6 締約国は、17(c)に規定する通告を行うことにより、対象租税協定について8から13までの規定（以下「簡素化された特典制限規定」という。）を適用することを選択することができる。簡素化された特典制限規定は、全ての当事国がこれを適用することを選択した場合に限り、対象租税協定について適用する。

7 対象租税協定の当事国の一部のみが6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択する場合には、6の規定にかかわらず、簡素化された特典制限規定は、次のいずれかの当事国による当該対

象租税協定に基づく特典の付与について、適用する。

(a) 全ての当事国（6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択しない全ての当事国が、この(a)の規定を適用することを選択し、かつ、その旨を寄託者に通告することにより簡素化された特典制限規定をそのように適用することについて合意する場合に限る。）

(b) 簡素化された特典制限規定を適用することを選択する当事国（6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択しない全ての当事国が、この(b)の規定を適用することを選択し、かつ、その旨を寄託者に通告することにより簡素化された特典制限規定をそのように適用することについて合意する場合に限る。）

簡素化された特典制限規定

8 対象租税協定の一方の当事国の居住者は、当該対象租税協定に基づく特典が与えられる時において9に規定する適格者に該当する場合を除くほか、当該特典（当該対象租税協定の次の規定に基づく特典を除く。）を受ける権利を有しない。ただし、当該特典を受けることに関して、簡素化された特典制限規定に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- (a) 一方の当事国の居住者を定義する当該対象租税協定の規定によって二以上の当事国の居住者に該当する者で個人以外のものが居住者とみなされる当事国を決定する規定
- (b) 関連企業の利得に対して一方の当事国において課される租税の額について、当該一方の当事国が、当該対象租税協定の規定に従って他方の当事国によって行われる当初の調整に対応するための調整を当該一方の当事国の企業に対して行うことを規定する規定

- (c) 一方の当事国の居住者が、当該一方の当事国の権限のある当局に対して、当該対象租税協定の規定に適合しない課税の事案を検討することを要請することを認める規定

9 対象租税協定の一方の当事国の居住者は、当該対象租税協定に基づいて特典が与えられる時において、次のいずれかに該当する場合には、適格者とする。

- (a) 個人
- (b) 当該一方の当事国若しくは当該一方の当事国の地方政府若しくは地方公共団体又はこれらの機関
- (c) 法人その他の団体（その主たる種類の株式が一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）

(d) 個人以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの

(i) 当事国が外交上の公文の交換によつて合意する種類の非営利団体

(ii) 当該一方の当事国において設立される団体又は仕組みであつて、当該一方の当事国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次のいずれかに該当するもの

(A) 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的又は付随的な手当を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであつて、当該一方の当事国又は当該一方の当事国の地方政府若しくは地方公共団体によつて規制されるもの

(B) 専ら又は主として、(A)に規定する団体又は仕組みの利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み

(e) 個人以外の者（当該一方の当事国の居住者である者であつて、(a)から(d)までの規定に基づき当該対象租税協定に基づく特典を受ける権利を有するものが、当該特典が与えられる時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、当該個人以外の者の株式の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。）

10
(a)

対象租税協定の一方の当事国の居住者は、適格者に該当するか否かにかかわらず、他方の当事国内において取得する所得に関し、当該居住者が当該一方の当事国内において事業の活動に従事し、かつ、当該所得が当該事業から生じ、又は当該事業に付随するものである場合には、当該対象租税協定に基づく特典を受ける権利を有する。簡素化された特典制限規定の適用上、「事業の活動」には、次の活動又は次の活動を組み合わせた活動を含まない。

(i) 持株会社としての経営

(ii) 企業集団の全体の監督及び運営

(iii) 企業集団の資金供給（資金プーリングを含む。）

(iv) 投資又は投資管理（銀行、保険会社又は登録された証券会社が投資又は投資管理をその事業の通常の方法で行う場合を除く。）

(b) 対象租税協定の一方の当事国の居住者が、他方の当事国内において当該居住者が行う事業活動から所得を取得する場合又は関連する者から他方の当事国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の当事国内において行う当該所得に関連する事業活動が、当該居住者又は当該関連する

者が当該他方の当事国内において行う同一の活動又は補完的な事業活動との関係において実質的なものであるときに限り、当該所得につき(a)に規定する要件を満たすものとする。この(b)の規定の適用上、事業活動が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。

(c) この10の規定の適用上、対象租税協定の一方の当事国の居住者に関して関連する者が行う活動は、当該居住者が行うものとみなす。

11 対象租税協定の一方の当事国の居住者であつて適格者に該当しないものは、当該対象租税協定に基づく特典が与えられる時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、同等受益者である者が当該居住者の受益に関する持分の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有する場合には、所得について当該特典を受ける権利を有する。

12 対象租税協定の一方の当事国の居住者が、9に規定する適格者に該当せず、かつ、10又は11の規定に基づき特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の当事国の権限のある当局は、当該居住者が、当該権限のある当局に対して、当該居住者の設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が当該対象租税協定に基づく特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないことについて十分

に立証するときに限り、当該対象租税協定の目的を考慮した上で、当該対象租税協定に基づく全ての特典又は特定の所得についての特典を与えることができる。一方の当事国の居住者からこの12の規定に基づく要請を受けた他方の当事国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の当事国の権限のある当局と協議する。

13 簡素化された特典制限規定の適用上、

(a) 「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。

(i) いずれかの当事国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場

(ii) 当事国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場

(b) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半数を占める一若しくは二以上の種類の株式又は団体の議決権及び価値の過半数を占める一若しくは二以上の種類の受益に関する持分をいう。

(c) 「同等受益者」とは、対象租税協定の一方の当事国の法令、当該対象租税協定又は他の国際的な枠組みに基づいて所得について当該一方の当事国によって与えられる特典であって、当該対象租税協定に基づいて当該所得について与えられる特典と同等のもの又はより有利なものを受ける権利を有するであろ

う者をいう。ある者が配当に関して同等受益者であるか否かを決定するに当たり、その者は、当該配当について特典を申請する法人が保有する当該配当を支払う法人の資本と同一の当該資本を保有するものとみなす。

(d) 法人でない団体について、「株式」とは、株式と同等の持分をいう。

(e) 一方の者と他方の者とは、当該一方の者が当該他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合には、「関連する者」であるものとする。いかなる場合にも、一方の者と他方の者とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、当該一方の者が当該他方の者を支配している場合又は両者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、関連する者であるものとする。

14 簡素化された特典制限規定は、対象租税協定に基づく全ての特典を受ける権利若しくは対象租税協定に基づく特典（居住者とみなされる当事国、関連企業又は無差別待遇に関する当該対象租税協定の規定に基

づくもの及び特典を与えられる者が当事国の居住者に限定されないものを除く。）を受ける権利を有する者を一若しくは二以上の類型別に区分された基準を満たす居住者に制限することを規定する当該対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

15 締約国は、次の権利を留保することができる。

(a) 締約国が、詳細な特典制限規定と導管を用いた金融の仕組みに対処する規則又は主要目的基準のいずれかとの組合せを採用する意図を有し、これによって、OECD／G20 BEPS措置に基づく条約の濫用を防止するための最低基準を満たすことを前提として、対象租税協定について、1の規定を適用しない権利。この場合には、全ての当事国は、最低基準を満たす相互に満足すべき解決を得るよう努める。

(b) 仕組み若しくは取引又は仕組み若しくは取引に関与する者の主たる目的又は主たる目的の一つが対象租税協定に基づいて与えられる特典を得ることであつた場合に当該対象租税協定に基づいて与えられる全ての特典を与えないことを規定する規定を含む対象租税協定について、1の規定（4の規定を適用することを選択した締約国については、1及び4の規定）を適用しない権利

(c) 14に規定する規定を含む対象租税協定について、簡素化された特典制限規定を適用しない権利

16 7の規定に従い一又は二以上の締約国による対象租税協定に基づく特典の付与に関して簡素化された特典制限規定を適用する場合を除くほか、6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択する締約国は、一又は二以上の他の当事国が簡素化された特典制限規定を適用することを選択していない対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利を留保することができる。この場合には、全ての当事国は、OECD/G20 BEPS措置に基づく条約の濫用を防止するための最低基準を満たす相互に満足すべき解決を得るよう努める。

17 (a) 15(a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、15(b)の規定に基づく留保の対象とならない各対象租税協定が2に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1の規定（該当する場合には、1及び4の規定）は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の規定（該当する場合には、1及び4の規定）は、当該対象租税協定の規定が1の規定（該当する場合には、1及び4の規定）と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。この(a)の規定に基づく通告を行う締約国は、暫定的な措置として1の規定のみを適用することを受け入れるが、可

能なときは、二国間の交渉を通じて1の規定に加えて、又は代えて特典制限規定を採用する意図を有する旨の説明を当該通告に含めることができる。

(b) 4の規定を適用することを選択する各締約国は、その選択を寄託者に通告する。4の規定は、全ての当事国がその通告を行った場合に限り、対象租税協定について適用する。

(c) 6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択する各締約国は、その選択を寄託者に通告する。当該締約国が15(c)の規定に基づく留保を付する場合を除くほか、その通告には、14に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧を含む。

(d) 6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択しないが、7(a)又は(b)の規定を適用することを選択する各締約国は、その選択する規定を寄託者に通告する。当該締約国が15(c)の規定に基づく留保を付する場合を除くほか、その通告には、14に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧を含む。

(e) 全ての当事国が(c)又は(d)の規定に従って対象租税協定の規定を通告した場合には、簡素化された特典制限規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、簡素化された特典制限規定は、当

該対象租税協定の規定が簡素化された特典制限規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第八条 配当を移転する取引

1 一方の当事国の居住者である法人が支払う配当の受益者又は受領者が他方の当事国の居住者である法人であつて当該配当を支払う法人の資本、株式、議決権又はこれらに類する持分を一定の割合を超えて所有し、保有し、又は支配するものである場合に当該配当について租税を免除し、又は当該配当に対して課することができ、租税の率を制限する対象租税協定の規定は、当該規定に規定する所有に関する要件を当該配当の支払の日を含む三百六十五日の期間を通じて満たす場合に限り、適用する。当該期間の計算に当たり、当該株式を保有する法人又は当該配当を支払う法人の組織再編成（合併又は分割を含む。）の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。

2 1に規定する最短保有期間は、1に規定する対象租税協定に規定する最短保有期間に代えて、又は当該最短保有期間を規定していない対象租税協定について、適用する。

3 締約国は、次の権利を留保することができる。

(a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(b) 対象租税協定について、1に規定する規定が次の期間のいずれかを含む場合には、この条の規定の全部を適用しない権利

(i) 最短保有期間

(ii) 三百六十五日よりも短い最短保有期間

(iii) 三百六十五日よりも長い最短保有期間

4 3 (a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が1に規定する規定(3(b)の規定に基づく留保の対象とならないものに限る。)を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。1の規定は、全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合に限り、当該対象租税協定の規定について適用する。

第九条 主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益

1 一方の当事国の居住者が株式その他団体に参加する権利の譲渡によって取得する収益に対してこれらの価値の一定の割合を超えるものが他方の当事国内に存在する不動産によって構成される場合又は当該団体

の資産の一定の割合を超えるものが他方の当事国内に存在する不動産によって構成される場合に当該他方の当事国において租税を課することができることを規定する対象租税協定の規定は、

(a) 当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点においてこれらの割合の基準値を満たす場合に適用する。

(b) 当該対象租税協定の規定の適用を受けている株式又は権利に加えて、当該対象租税協定の規定の適用を受けていない株式又は同等の持分（組合又は信託財産の持分を含む。）について、適用する。

2 1(a)に規定する期間は、1に規定する対象租税協定の規定に規定する割合の基準値を満たすか否かを決定するための期間に代えて、又は当該期間を規定していない対象租税協定について、適用する。

3 締約国は、対象租税協定について、4の規定を適用することを選択することができる。

4 対象租税協定の適用上、一方の当事国の居住者が株式又は同等の持分（組合又は信託財産の持分を含む。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセントを超えるものが、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、他方の当事国内に存在する不動産によって直接又は間接に構成される場合には、当該他方の当事国において租税を課することができる。

る。

5 4の規定は、一方の当事国の居住者が株式その他団体に参加する権利の譲渡によって取得する収益に対してこれらの価値の一定の割合を超えるものが他方の当事国内に存在する不動産によって構成される場合若しくは当該団体の資産の一定の割合を超えるものが他方の当事国内に存在する不動産によって構成される場合に当該他方の当事国において租税を課することができることを規定する対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

6 締約国は、次の権利を留保することができる。

- (a) 対象租税協定について、1の規定を適用しない権利
- (b) 対象租税協定について、1(a)の規定を適用しない権利
- (c) 対象租税協定について、1(b)の規定を適用しない権利
- (d) 1に規定する割合の基準値を満たすか否かを決定するための期間を含む1に規定する種類の規定を含む対象租税協定について、1(a)の規定を適用しない権利
- (e) 株式以外の持分の譲渡に適用する1に規定する種類の規定を含む対象租税協定について、1(b)の規定

を適用しない権利

(f) 5に規定する規定を含む対象租税協定について、4の規定を適用しない権利

7 6(a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が1に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。1の規定は、全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合に限り、当該対象租税協定の規定について適用する。

8 4の規定を適用することを選択する各締約国は、その選択を寄託者に通告する。4の規定は、全ての当事国がその通告を行った場合に限り、対象租税協定について適用する。この場合には、1の規定は、当該対象租税協定については、適用しない。締約国が6(f)の規定に基づく留保を付さず、かつ、6(a)の規定に基づく留保を付す場合には、当該通告には、5に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧を含む。全ての当事国が、7又はこの8の規定に基づいて対象租税協定の規定について通告を行った場合には、4の規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、4の規定は、当該対象租税協定の規定が4の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第十条 当事国以外の国又は地域内に存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則

1 (a) 対象租税協定の一方の当事国の企業が他方の当事国内において所得を取得し、かつ、当該一方の当事国において当該所得が両当事国以外の国又は地域内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

(b) 当該一方の当事国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、

両当事国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の当事国内に存在したならば当該一方の当事国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、当該対象租税協定に基づく特典は、与えられない。この場合には、この1の規定が適用される所得に対しては、当該対象租税協定の他の規定にかかわらず、当該他方の当事国の法令に従って租税を課することができる。

2 1の規定は、1に規定する他方の当事国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動に関連し、又は付随して取得される場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の

勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの（銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。）を含まない。

3 一方の当事国の居住者が取得する所得について1の規定に基づいて対象租税協定に基づく特典が与えられない場合においても、他方の当事国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が1及び2に規定する要件を満たさなかった理由を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の当事国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の当事国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の当事国の権限のある当局と協議する。

4 1から3までの規定は、一方の当事国の企業が他方の当事国内において両当事国以外の国若しくは地域内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられる所得を取得する場合に当該一方の当事国の企業に対して与えられる特典を与えないこと若しくは制限することを規定する対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

5 締約国は、次の権利を留保することができる。

(a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(b) 4に規定する規定を含む対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(c) 4に規定する規定を含む対象租税協定についてののみ、この条の規定を適用する権利

6 5(a)又は(b)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が4に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1から3までの規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1から3までの規定は、当該対象租税協定の規定が1から3までの規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第十一条 自国の居住者に対して租税を課する締約国の権利を制限する租税協定の適用

1 対象租税協定は、当該対象租税協定の次の規定に基づいて与えられる特典を除くほか、一方の当事国の居住者に対する当該一方の当事国の課税に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の当事国の企業の恒久的施設の利得又は関連企業の利得に対して当該一方の当事国において課される租税の額について、当該一方の当事国が、当該対象租税協定の規定に従って他方の当事国によって

行われる当初の調整に対応するための調整を当該一方の当事国の企業に対して行うことを求める規定

- (b) 一方の当事国の居住者である個人が他方の当事国又は当該他方の当事国の地方政府若しくは地方公共団体その他これらに類する機関に提供する役務に関して所得を取得する場合における当該個人に対する当該一方の当事国の課税に影響を及ぼす規定

- (c) 一方の当事国の居住者である個人が対象租税協定の要件を満たす学生、事業修習者若しくは研修員又は教員、教授、講師、指導員、研究者若しくは研究員である場合における当該個人に対する当該一方の当事国の課税に影響を及ぼす規定

- (d) 対象租税協定の規定に従って他方の当事国が租税を課することができる所得（対象租税協定の規定に従い他方の当事国内に存在する恒久的施設に帰せられる利得を含む。）に関して、一方の当事国の居住者について租税を控除し、又は免除することを当該一方の当事国に求める規定

- (e) 一方の当事国による一定の差別的な課税上の措置から当該一方の当事国の居住者を保護する規定

- (f) 一方の当事国の居住者が当該一方の当事国の権限のある当局又はいずれかの当事国の権限のある当局に対して対象租税協定の規定に適合しない課税の事案を検討することを要請することを認める規定

- (g) 一方の当事国の居住者である個人が他方の当事国の外交使節団、政府使節団又は領事機関の構成員である場合における当該個人に対する当該一方の当事国の課税に影響を及ぼす規定
- (h) 他方の当事国の社会保障に関する法令に基づく退職年金その他支払に対して当該他方の当事国においてのみ租税を課することができるとを規定する規定
- (i) 他方の当事国内において生ずる退職年金及びこれに類する支払、保険年金、離婚扶養料その他生計のための支払に対して当該他方の当事国においてのみ租税を課することができるとを規定する規定
- (j) 一方の当事国の居住者に対して租税を課する当該一方の当事国の権利を明示的に制限し、又は所得が生ずる当事国においてのみ当該所得に対して租税を課することができるとを明示的に規定する規定
- 2 1の規定は、一方の当事国の居住者に対する当該一方の当事国の課税に影響を及ぼさないことを規定する対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。
- 3 締約国は、次の権利を留保することができる。
 - (a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利
 - (b) 2に規定する規定を含む対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

4 3 (a)又は(b)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が2に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定が1の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第四部 恒久的施設の地位の回避

第十二条 問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避

1 「恒久的施設」を定義する対象租税協定の規定にかかわらず、2の規定が適用される場合を除くほか、対象租税協定の一方の当事国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次のいずれかに該当するとき、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の当事国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、当該活動が当該企業により当該一方の当事国内に存在する当該企業の事業

を行う一定の場所で行われたとしても、当該対象租税協定に規定する恒久的施設の定義（この条約によって修正される場合には、その修正の後のもの）に基づいて、当該事業を行う一定の場所が恒久的施設を構成するものとされない場合は、この限りでない。

(a) 当該企業の名において締結される契約

(b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

(c) 当該企業による役務の提供のための契約

2 1の規定は、対象租税協定の一方の当事国において他方の当事国の企業に代わって行動する者が、当該一方の当事国において独立の代理人として事業を行う場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行うときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この2に規定する独立の代理人とはされない。

3 (a) 1の規定は、独立の地位を有する代理人以外の者が企業のために行う活動について当該企業が一方の

当事国内に恒久的施設を有するものとされる要件又はその者が一方の当事国内の恒久的施設とされる要件を規定する対象租税協定の規定（その者が当該一方の当事国内において当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合について規定する部分に限る。）に代えて、適用する。

(b) 2の規定は、独立の地位を有する代理人が企業のために行う活動について当該企業が一方の当事国内に恒久的施設を有するものとされないことを規定する対象租税協定の規定に代えて、適用する。

4 締約国は、対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利を留保することができる。

5 4の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が3(a)に規定する規定を含むか否か並びに当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。1の規定は、全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合に限り、当該対象租税協定の規定について適用する。

6 4の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が3(b)に規定する規定を含むか否か並びに当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。2の規定は、全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合に限り、当該対象租税協定の規定について適用する。

第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避

1 締約国は、2の規定（選択肢A）若しくは3の規定（選択肢B）を適用すること又はいずれの選択肢も適用しないことを選択することができる。

選択肢A

2 「恒久的施設」を定義する対象租税協定の規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。ただし、その活動（次の(c)の規定に該当する場合には、次の(c)に規定する事業を行う一定の場所における活動の全体）が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(a) この条約によって修正される前の対象租税協定に規定する特定の活動であつて、準備的又は補助的な性格のものであることを条件とするか否かを問わず、恒久的施設を構成しないとされるもの

(b) 企業のために(a)に規定する活動以外の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(c) (a)及び(b)に規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

選択肢 B

3 「恒久的施設」を定義する対象租税協定の規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。

(a) この条約によって修正される前の対象租税協定に規定する特定の活動であつて、準備的又は補助的な性格のものであることを条件とするか否かを問わず、恒久的施設を構成しないとされるもの。ただし、特定の活動が準備的又は補助的な性格の活動である場合に限り恒久的施設を構成しないものとされることとが、対象租税協定の関連する規定において明示的に規定される場合を除く。

(b) 企業のために(a)に規定する活動以外の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(c) (a)及び(b)に規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

4 恒久的施設を構成しないものとされる特定の活動を規定する対象租税協定の規定（2又は3の規定に

よって修正される場合には、その修正の後のものは、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する当事国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(a) 恒久的施設を定義する対象租税協定の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。

(b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

5 (a) 2又は3の規定は、事業を行う一定の場所を通じて行われる場合においても恒久的施設を構成しないものとされる特定の活動を規定する対象租税協定の規定又はこれと同様に適用される対象租税協定の規

定の関連する部分に代えて、適用する。

- (b) 4の規定は、事業を行う一定の場所を通じて行われる場合においても恒久的施設を構成しないものとされる特定の活動を規定する対象租税協定の規定（2又は3の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）又はこれと同様に適用される対象租税協定の規定について、適用する。

6 締約国は、次の権利を留保することができる。

- (a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利
- (b) 特定の活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り恒久的施設を構成しないものとされることを明示的に規定する対象租税協定について、2の規定を適用しない権利
- (c) 対象租税協定について、4の規定を適用しない権利

7 1の規定に基づき選択肢を適用することを選択する各締約国は、自己が選択した選択肢を寄託者に通告する。その通告には、5(a)に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧を含む。全ての当事国が同一の選択肢を適用することを選択し、かつ、対象租税協定の規定について当該通告を行った場合に限り、当該対象租税協定の規定について、当該選択肢を適用する。

8 6 (a)又は(c)の規定に基づく留保を付さず、かつ、1に規定する選択肢を適用することを選択しない各締約国は、各対象租税協定が5 (b)に規定する規定を含むか否か並びに当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。4の規定は、7又はこの8の規定に基づいて全ての当事国が対象租税協定の規定について通告を行った場合に限り、当該対象租税協定の規定について適用する。

第十四条 契約の分割

1 対象租税協定の規定に規定する期間であつて、その満了後は特定の工事又は活動が恒久的施設を構成することとされるものを超えたか否かを決定するに当たり、次の全てに該当する場合には、次の(b)に規定する重複しない期間を、一方の当事国の企業が次の(a)に規定する建築工事現場、建設工事若しくは据付けの工事又は当該対象租税協定の関連する規定によって特定される他の場所において活動を行った期間の合計に加える。

(a) 当該一方の当事国の企業が、他方の当事国内において、建築工事現場、建設工事若しくは据付けの工事若しくは当該対象租税協定の関連する規定によって特定される他の特定の工事を構成する場所において活動を行い、又は当該対象租税協定の規定が監督活動若しくはコンサルタントの活動について規定す

る場合にはこれらの場所に関連してこれらの活動を行う場合において、当該活動が、一又は二以上の期間（合計して三十日を超え、当該対象租税協定の関連する規定に規定する期間を超えないものに限る。）行われるとき。

(b) 当該一方の当事国の企業と密接に関連する一又は二以上の企業が、他方の当事国内において、(a)に規定する建築工事現場、建設工事若しくは据付けの工事若しくは当該対象租税協定の関連する規定によって特定される他の場所において、又は当該対象租税協定の関連する規定が監督活動若しくはコンサルタントの活動について規定する場合にはこれらの場所に関連して、関連する活動を(a)に規定する期間と重複しない期間（それぞれ三十日を超えるものに限る。）行う場合

2 1の規定は、対象租税協定の規定が、1に規定する特定の工事又は活動によって構成される恒久的施設が存在することとなる期間の適用を回避するために行われる契約の分割に対処する限りにおいて、当該対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

3 締約国は、次の権利を留保することができる。

(a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(b) 天然資源の探査又は開発に関連する対象租税協定の規定について、この条の規定の全部を適用しない

権利

4 3 (a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が2に規定する規定(3 (b)の規定に基づく留保の対象とならないものに限る。)を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、

1の規定は、2に規定する限りにおいて、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定が1の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第十五条 企業と密接に関連する者の定義

1 第十二条(問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避) 2、第十三条(特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避) 4又は前条(契約の分割) 1の規定によって修正された対象租税協定の規定の適用上、ある者とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている。

る場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がその者及びその企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

2 第十二条（問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避） 4、第十三条（特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避） 6 (a) 又は (c) 及び前条（契約の分割） 3 (a) の規定に基づく留保を付する締約国は、当該留保が適用される対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利を留保することができる。

第五部 紛争解決の改善

第十六条 相互協議手続

1 一方又は双方の当事国の措置により対象租税協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案について、当該一方又は双方の当事国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの当事国の権限のある当局に対して申立てをすることができ、当該申立ては、当該対象租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、対象租税協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の当事国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両当事国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両当事国の権限のある当局は、対象租税協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両当事国の権限のある当局は、また、対象租税協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができ、

4 (a) (i) 1の第一文の規定は、一方若しくは双方の当事国の措置により対象租税協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者若しくは受けることとなると認める者が、その事案について、当該一方若しく

は双方の当事国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である当事国の権限のある当局に対して若しくは当該事案が国籍に基づく無差別待遇に関連する対象租税協定の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である当事国の権限のある当局に対して申立てをすることができ、規定する対象租税協定の規定の全部若しくは一部に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

(ii) 1の第二文の規定は、1の第一文に規定する事案に関する申立てを対象租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年未満の一定の期間内にしなければならないことを規定する対象租税協定の規定に代えて、又は当該事案について申立てをしなければならない期間を規定する規定がない対象租税協定について、適用する。

(b)(i) 2の第一文の規定は、1に規定する者から事案の申立てを受けた権限のある当局が、当該申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、対象租税協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の当事国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努めることを規定する規定がない対象租税協定について、適用する。

(ii) 2の第二文の規定は、成立した全ての合意が両当事国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施されなければならないことを規定する規定がない対象租税協定について、適用する。

(c)(i) 3の第一文の規定は、両当事国の権限のある当局が対象租税協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努めることを規定する規定がない対象租税協定について、適用する。

(ii) 3の第二文の規定は、両当事国の権限のある当局が対象租税協定に定めのない場合における二重課税を除去するため相互に協議することができることを規定する規定がない対象租税協定について、適用する。

5 締約国は、次の権利を留保することができる。

(a) 各対象租税協定（ある者がいずれの当事国の権限のある当局に対しても事案の申立てをすることを認めるものを除く。）に基づいて、一方又は双方の当事国の措置により対象租税協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案について、当該一方又は双方の当事国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である当事国の権限のある当局に対して又は当

該事案が国籍に基づく無差別待遇に関連する対象租税協定の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である当事国の権限のある当局に対して申立てをすることができると及び当該事案の申立てがされた一方の当事国の権限のある当局は当該申立てを正当と認めない事案について他方の当事国の権限のある当局との間で通知又は協議の手段を実施することを確保することによって、OECD/G20 BEPS措置に基づく紛争解決を改善するための最低基準を満たす意図を有することを前提として、当該対象租税協定について、1の第一文の規定を適用しない権利

- (b) 1の第一文に規定する事案について一定の期間内に申立てをしなければならないことを規定しない全ての対象租税協定を適用するに当たって、1に規定する者が対象租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以上の一定の期間内に当該事案について申立てをすることができるとを確保することによって、OECD/G20 BEPS措置に基づく紛争解決を改善するための最低基準を満たす意図を有することを前提として、当該対象租税協定について、1の第二文の規定を適用しない権利

- (c) 全ての対象租税協定を適用するに当たって、次のいずれかに該当することを前提として、対象租税協

定について、2の第二文の規定を適用しない権利

(i) 両当事国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、両当事国の権限のある当局の合意のための手続を通じて成立した全ての合意を実施すること。

(ii) 二国間の条約交渉において、次の全ての事項を規定する条約の規定を受け入れることによって、OECD／G20 BEPS措置に基づく紛争解決を改善するための最低基準を満たす意図を有すること。

(A) 当事国は、いずれかの当事国の企業の恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該利得が当該恒久的施設に帰せられたとみられる課税年度の終了の時から両当事国の間で合意された期間が満了した後は、更正をしてはならないこと及びこの(A)の規定は、不正、重過失又は故意によって租税を免れた利得については、適用しないこと。

(B) 当事国は、企業の利得となったとみられる利得であつて、関連企業に関する対象租税協定の規定に規定する条件のために当該企業の利得とならなかったものに対しては、当該利得が当該企業の利得となったとみられる課税年度の終了の時から両当事国の間で合意された期間が満了した後は、これを当該企業の利得に算入して租税を課してはならないこと及びこの(B)の規定は、不正、重過失又

は故意によって租税を免れた利得については、適用しないこと。

6
(a)

5 (a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が4 (a) (i)に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1の第一文の規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の第一文の規定は、当該対象租税協定の規定が1の第一文の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

(b)

5 (b)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、次の一覧を寄託者に通告する。

(i)

1の第一文に規定する事案に関する申立ては対象租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年未満の一定の期間内にしなければならないことを規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1の第二文の規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、(ii)の規定が適用される場合を除くほか、1の第二文の規定は、当該対象租税協定の規定が1の第二文の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

- (ii) 1の第一文に規定する事案に関する申立ては対象租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以上の一定の期間内にしなければならないことを規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧。いずれかの当事国が対象租税協定についてその通告を行った場合には、1の第二文の規定は、当該対象租税協定については、適用しない。
- (c) 各締約国は、次の一覧を寄託者に通告する。
 - (i) 4(b)(i)に規定する規定を含まない対象租税協定の一覧。全ての当事国が対象租税協定についてその通告を行った場合に限り、2の第一文の規定は、当該対象租税協定について適用する。
 - (ii) 5(c)の規定に基づく留保を付さない締約国については、4(b)(ii)に規定する規定を含まない対象租税協定の一覧。全ての当事国が対象租税協定についてその通告を行った場合に限り、2の第二文の規定は、当該対象租税協定について適用する。
- (d) 各締約国は、次の一覧を寄託者に通告する。
 - (i) 4(c)(i)に規定する規定を含まない対象租税協定の一覧。全ての当事国が対象租税協定についてその通告を行った場合に限り、3の第一文の規定は、当該対象租税協定について適用する。

(ii) 4 (c) (ii)に規定する規定を含まない対象租税協定の一覧。全ての当事国が対象租税協定についてその通告を行った場合に限り、3の第二文の規定は、当該対象租税協定について適用する。

第十七条 対応的調整

1 一方の当事国が、他方の当事国において租税を課された当該他方の当事国の企業の利得を当該一方の当事国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の当事国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の当事国は、その利得に対して当該他方の当事国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、対象租税協定の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両当事国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

2 1の規定は、一方の当事国が他方の当事国の企業の利得を当該一方の当事国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の当事国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の当事国の企業の利得に対して当該他方の当事国において課された租税の額につい

て適当な調整を行うことを当該他方の当事国に求める規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

3 締約国は、次の権利を留保することができる。

(a) 2に規定する規定を含む対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利
(b) 対象租税協定に2に規定する規定がない場合に次のいずれかに該当することを前提として、対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(i) 当該締約国が、1に規定する適当な調整を行うこと。

(ii) 当該締約国の権限のある当局が、両当事国の権限のある当局の合意のための手続に関する当該対象租税協定の規定に基づき事案を解決するよう努めること。

(c) 前条（相互協議手続）5(c)(ii)の規定に基づく留保を付する締約国については、二国間の条約交渉において1に規定する種類の条約の規定を受け入れることを前提として、対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利。ただし、両当事国が、1に規定する種類の条約の規定及び同条5(c)(ii)に規定する規定について合意に達することができた場合に限る。

4 3の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が2に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定が1の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第六部 仲裁

第十八条 第六部の規定の適用の選択

締約国は、対象租税協定について、この部の規定を適用することを選択することができる。締約国は、この部の規定を適用することを選択する場合には、その旨を寄託者に通告する。この部の規定は、二の当事国がその通告を行った場合に限り、当該二の当事国に関して対象租税協定について適用する。

第十九条 義務的かつ拘束力を有する仲裁

1 (a) 一方又は双方の当事国の措置により対象租税協定の規定（この条約によって修正される場合には、その修正の後のもの）に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者はその事案

について一方の当事国の権限のある当局に対して申立てをすることができることを規定する当該対象租税協定の規定（第十六条（相互協議手続） 1 の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）に従い、一方又は双方の当事国の措置により当該対象租税協定の規定（この条約によって修正される場合には、その修正の後のもの）に適合しない課税を受けたと認める者が、その事案について、一方の当事国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 一方の当事国の権限のある当局が他方の当事国の権限のある当局との合意によって事案を解決するよう努めることを規定する対象租税協定の規定（第十六条（相互協議手続） 2 の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）に従い、両当事国の権限のある当局が、8 又は 9 に規定する起算日から起算して二年以内（当該期間が満了する前に、両当事国の権限のある当局が、その事案について異なる期間について合意し、かつ、当該事案の申立てをした者に対してその合意を通知した場合には、その合意された期間内）に、当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、当該者が書面によって要請するときは、当該事案の未解決の事項は、10 の規定に基づき両当事国の権限のある当局が合意する規則又は手続に従い、この部に規定する方法によって仲裁に付託される。

2 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の当事国の権限のある当局が、1に規定する両当事国の権限のある当局の合意のための手続を停止した場合には、1(b)に規定する期間は、裁判所若しくは行政審判所が最終的な決定を行うまで又は当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、若しくは当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。また、事案の申立てをした者及び一方の当事国の権限のある当局が、両当事国の権限のある当局の合意のための手続を停止することについて合意した場合には、1(b)に規定する期間は、当該手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。

3 事案によって直接に影響を受ける者が1(b)に規定する期間の開始の後にいずれかの当事国の権限のある当局によって要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両当事国の権限のある当局が合意する場合には、1(b)に規定する期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

4 (a) 仲裁に付託された事項に関する仲裁決定は、1に規定する事案に関する両当事国の権限のある当局の合意によって実施される。仲裁決定は、最終的な決定とする。

(b) 仲裁決定は、次の場合を除くほか、両当事国を拘束する。

(i) 事案によって直接に影響を受ける者が、当該仲裁決定を実施する両当事国の権限のある当局の合意を受け入れない場合。この場合には、当該事案について、両当事国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。当該事案によって直接に影響を受けるいずれかの者が、当該合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によって当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられなかったものとする。

(ii) いずれかの当事国の裁判所による最終的な決定によって当該仲裁決定が無効とされる場合。この場合には、1に規定する仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続（第二十一条（仲裁手続の秘密）及び第二十五条（仲裁手続の費用）の規定に係るものを除く。）は、行われなかったものとする。この場合には、両当事国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。

(iii) 当該事案によって直接に影響を受ける者が、当該仲裁決定を実施する両当事国の権限のある当局の合意によって解決された事項について、いずれかの裁判所又は行政審判所において訴訟又は審査請求による解決を求める場合

5 1 (a)に規定する両当事国の権限のある当局の合意のための手続に関する最初の申立てを受けた一方の当事国の権限のある当局は、当該申立てを受けた後二箇月以内に、次の全てのことを行う。

(a) 事案の申立てをした者に対し、当該申立てを受けた旨の通知を送付すること。

(b) 他方の当事国の権限のある当局に対し、当該申立ての文書の写しとともに当該申立てを受けた旨の通知を送付すること。

6 一方の当事国の権限のある当局が両当事国の権限のある当局の合意のための手続の申立てを受けた後又は他方の当事国の権限のある当局から申立ての文書の写しを受領した後三箇月以内に、当該一方の当事国の権限のある当局は、次のいずれかのことを行う。

(a) 事案の申立てをした者及び当該他方の当事国の権限のある当局に対し、当該事案の実質的な検討を行うために必要な情報を受領した旨を通知すること。

(b) 事案の申立てをした者に対し、当該事案の実質的な検討を行うために必要な追加の情報を要請すること。

7 6 (b)の規定に従って、一方又は双方の当事国の権限のある当局が、事案の申立てをした者に対して、当該事案の実質的な検討を行うために必要な追加の情報を要請した場合には、当該追加の情報を要請した権限のある当局は、その者から追加の情報を受領した後三箇月以内に、その者及び他方の当事国の権限のある当局に対して、次のいずれかのことを通知する。

(a) 要請した情報を受領したこと。

(b) 要請した情報の一部が欠けていること。

8 いずれの当事国の権限のある当局も6 (b)の規定に従って追加の情報を要請しなかった場合には、1に規定する起算日は、次のいずれか早い日とする。

(a) 両当事国の権限のある当局が、6 (a)の規定に従い事案の申立てをした者に通知した日

(b) 5 (b)の規定に従って他方の当事国の権限のある当局に通知した後三箇月を経過した日

9 6 (b)の規定に従って追加の情報が要請された場合には、1に規定する起算日は、次のいずれか早い日と

する。

(a) 追加の情報を要請した一方の当事国の権限のある当局が、7 (a)の規定に従い、事案の申立てをした者及び他方の当事国の権限のある当局に通知した日のうち最も遅い日

(b) 両当事国の権限のある当局が、いずれかの当事国の権限のある当局によって要請された全ての情報を事案の申立てをした者から受領した後三箇月を経過した日

ただし、一方又は双方の当事国の権限のある当局が7 (b)に規定する通知を送付する場合には、当該通知は、6 (b)の規定に基づく追加の情報の要請として取り扱われる。

10 両当事国の権限のある当局は、両当事国の権限のある当局の合意のための手続に関する対象租税協定の規定に従って、合意によって、この部の規定の実施方法（各当事国の権限のある当局が事案の実質的な検討を行うために必要な最小限の情報を含む。）を定める。当該合意は、事案の未解決の事項を仲裁に付託することができる最初の日の前に締結されなければならない。その後、随時修正することができる。

11 対象租税協定についてこの条の規定を適用するに当たり、締約国は、1 (b)に規定する「二年」を「三年」に代える権利を留保することができる。

12 この条の他の規定にかかわらず、締約国は、対象租税協定について次の規則を適用する権利を留保することができる。

(a) この条約に定める仲裁手続の対象となる両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項は、いずれかの当事国の裁判所又は行政審判所が当該事項について既に決定を行った場合には、仲裁に付託されない。

(b) 仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両当事国の権限のある当局に送付するまでの間に、当該事項についていずれかの当事国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合には、当該仲裁手続は、終了する。

第二十条 仲裁のための委員会の構成員の任命

1 両当事国の権限のある当局が異なる規則について合意する場合を除くほか、この部の規定の適用上、2から4までの規定を適用する。

2 仲裁のための委員会の構成員の任命については、次の規則を適用する。

(a) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人によつ

て構成される。

(b) 各当事国の権限のある当局は、前条（義務的かつ拘束力を有する仲裁） 1 の規定に基づく仲裁の要請の日から六十日以内に、一人の仲裁のための委員会の構成員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁のための委員会の構成員は、そのいずれか遅い方の任命の時から六十日以内に、仲裁のための委員会の長となる第三の構成員を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの当事国の国民又は居住者でもあつてはならない。

(c) 仲裁のための委員会の構成員に任命された者は、それぞれ、任命を受諾する時において、両当事国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によって直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じてその公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続に関する仲裁のための委員会の構成員が公平であり、及び独立しているという外観を損なうおそれのある行為を当該仲裁手続の後の妥当な期間行つてはならない。

3 一方の当事国の権限のある当局が、2 に規定する方法によって、及び2 に規定する期間内に、又は両当

事国の権限のある当局が合意する方法によつて、及び両当事国の権限のある当局が合意する期間内に、仲裁のための委員会の構成員を任命することができない場合には、当該一方の当事国の権限のある当局に代わつて、経済協力開発機構の租税政策及び税務行政センターの最も高い地位にある職員であつていずれの当事国の国民でもないものが、一人の構成員を任命する。

4 最初に任命された二人の仲裁のための委員会の構成員が、2に規定する方法によつて、及び2に規定する期間内に、又は両当事国の権限のある当局が合意する方法によつて、及び両当事国の権限のある当局が合意する期間内に、仲裁のための委員会の長を任命することができない場合には、経済協力開発機構の租税政策及び税務行政センターの最も高い地位にある職員であつていずれの当事国の国民でもないものが、仲裁のための委員会の長を任命する。

第二十一条 仲裁手続の秘密

1 この部の規定、関連する対象租税協定の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両当事国の法令の適用上、仲裁のための委員会の構成員及びその職員（構成員一人について三人までに限る。）並びに仲裁のための委員会の構成員の候補者は、情報（当該候補者については、当該候補者が仲裁のための委

員会の構成員の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。）の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁のための委員会の構成員の候補者が受領する情報及び両当事国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、情報の交換及び行政支援に関する対象租税協定の規定に基づいて交換された情報とみなす。

2 両当事国の権限のある当局は、仲裁のための委員会の構成員及びその職員が、仲裁手続の実施に先立つて、情報の交換及び行政支援に関する対象租税協定の規定並びに両当事国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従って仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によって合意することを確保する。

第二十二条 仲裁決定に先立つ事案の解決

この部の規定及び両当事国の権限のある当局の合意による事案の解決について規定する関連する対象租税協定の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両当事国の権限のある当局に送付するまでの間に、次のいずれかに該当する場合には、当該事案に関する両当事国の権限のある当局の合意のための手続及び仲裁手続は、終了する。

(a) 両当事国の権限のある当局が、当該事案を解決するための合意に達する場合

(b) 当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は両当事国の権限のある当局の合意のための手続の申立てを撤回する場合

第二十三条 仲裁手続の種類

1 両当事国の権限のある当局が異なる規則について合意する場合を除くほか、この部に定める仲裁手続について、次の規定を適用する。

(a) 事案が仲裁に付託された後、各当事国の権限のある当局は、当該事案に関して両当事国の権限のある当局の間で既に達した全ての合意を考慮した上で、仲裁のための委員会に対し、合意によって定める日までに、当該事案の全ての未解決の事項に対処する解決案を提出する。当該解決案は、当該事案における調整又は類似の事項のそれぞれにつき、特定の金額（例えば、所得又は費用の金額）の決定又は対象租税協定の規定に従って課される租税の率の上限の決定に限られる。関連する対象租税協定の規定を適用する要件に関する事項（以下「課税の前提となる事項」という。）、例えば、個人が居住者であるか否か又は恒久的施設が存在するか否かに関する事項について両当事国の権限のある当局が合意に達する

ことができなかつた場合には、両当事国の権限のある当局は、当該課税の前提となる事項の解決に応じて決定される事項に関して、代替的な解決案を提出することができる。

- (b) 各当事国の権限のある当局は、仲裁のための委員会による検討のために解決案の説明書を提出することができる。解決案又はその説明書を提出する各当事国の権限のある当局は、これらの提出の期限とされた日までに、他方の当事国の権限のある当局に対してこれらの写しを提供する。各当事国の権限のある当局は、合意によって定める日までに、仲裁のための委員会に対し、他方の当事国の権限のある当局が提出した解決案及びその説明書に対する応答書を提出することができる。応答書の写しは、応答書の提出の期限とされた日までに、他方の当事国の権限のある当局に提供される。

- (c) 仲裁のための委員会は、各事項及び全ての課税の前提となる事項に関し、両当事国の権限のある当局が提出した当該事案についての解決案の一をその決定として選択する。仲裁のための委員会は、当該決定の理由その他の説明を付さない。仲裁決定は、仲裁のための委員会の構成員の単純多数による議決で採択される。仲裁のための委員会は、その決定を両当事国の権限のある当局に対して書面によって送付する。仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

2 対象租税協定についてこの条の規定を適用するに当たり、締約国は、当該対象租税協定について1の規

定を適用しない権利を留保することができる。この場合には、両当事国の権限のある当局が異なる規則について合意する場合を除くほか、仲裁手続について、次の規定を適用する。

(a) 事案が仲裁に付託された後、各当事国の権限のある当局は、全ての仲裁のための委員会の構成員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。両当事国の権限のある当局が別に合意する場合を除くほか、両当事国の権限のある当局が仲裁の要請を受ける前に利用することができなかった情報は、仲裁のための委員会がその決定を行うに当たって考慮しない。

(b) 仲裁のための委員会は、対象租税協定の関連する規定に従い、及びこれらの規定に従うことを条件として両当事国の法令の関連する規定に従い、仲裁に付託された事項を決定する。仲裁のための委員会の構成員は、両当事国の権限のある当局が合意によって明示的に特定することができる他の根拠を考慮する。

(c) 仲裁決定は、両当事国の権限のある当局に対して書面によって送付される。仲裁決定には、その結論の法的根拠及びその結論に至った理由を付する。仲裁決定は、仲裁のための委員会の構成員の単純多数

による議決で採択される。仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

3 2の規定に基づく留保を付さない締約国は、当該留保を付する締約国との間の対象租税協定について1及び2の規定を適用しない権利を留保することができる。この場合には、当該対象租税協定の両当事国の権限のある当局は、当該対象租税協定について適用する仲裁手続の種類について合意に達するよう努める。当該合意が得られるまでの間、第十九条（義務的かつ拘束力を有する仲裁）の規定は、当該対象租税協定については、適用しない。

4 締約国は、対象租税協定について5の規定を適用することを選択することができる。締約国は、5の規定を適用することを選択する場合には、その旨を寄託者に通告する。5の規定は、対象租税協定の二の当事国のいずれかがその通告を行った場合には、当該二の当事国に関して当該対象租税協定について適用する。

5 仲裁手続の開始に先立って、対象租税協定の両当事国の権限のある当局は、事案の申立てをしたそれぞれの者及びその顧問が、仲裁手続の過程においていずれかの当事国の権限のある当局又は仲裁のための委員会から受領した情報を他のいかなる者に対しても開示しないことについて書面によって合意することを

確保する。当該事案に関する対象租税協定の規定に基づく両当事国の権限のある当局の合意のための手続及びこの部の規定に基づく仲裁手続は、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両当事国の権限のある当局に送付するまでの間に、当該事案の申立てをした者又はその者の顧問の一人が当該合意に著しく違反する場合には、終了する。

6 4の規定にかかわらず、5の規定を適用することを選択しない締約国は、一若しくは二以上の特定の対象租税協定又は全ての対象租税協定について5の規定を適用しない権利を留保することができる。

7 5の規定を適用することを選択する締約国は、他方の当事国が6の規定に基づく留保を付する全ての対象租税協定についてこの部の規定を適用しない権利を留保することができる。

第二十四条 異なる解決についての合意

1 対象租税協定についてこの部の規定を適用するに当たり、締約国は、2の規定を適用することを選択することができる。締約国は、2の規定を適用することを選択する場合には、その旨を寄託者に通告する。

2の規定は、二の当事国がその通告を行った場合に限り、当該二の当事国に関して対象租税協定について適用する。

2 第十九条（義務的かつ拘束力を有する仲裁） 4の規定にかかわらず、対象租税協定の両当事国の権限のある当局が、この部に規定する仲裁決定が両当事国の権限のある当局に送付された後三箇月以内に、全ての未解決の事項についての解決であつて当該仲裁決定と異なるものについて合意する場合には、当該仲裁決定は、両当事国を拘束せず、かつ、実施されない。

3 2の規定を適用することを選択する締約国は、前条（仲裁手続の種類） 2の規定を適用する対象租税協定についてのみ、2の規定を適用する権利を留保することができる。

第二十五条 仲裁手続の費用

この部の規定に基づく仲裁手続において、仲裁のための委員会の構成員の報酬及び費用並びに両当事国が実施する仲裁手続に関連して生ずる費用は、両当事国の権限のある当局が合意によって定める方法によって両当事国が負担する。そのような合意がない場合には、各当事国の費用及び各当事国が任命する仲裁のための委員会の構成員に係る費用は、各当事国が負担し、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両当事国が均等に負担する。

第二十六条 第六部の規定の適用対象

1 第十八条（第六部の規定の適用の選択）の規定に従うことを条件として、この部の規定は、両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項に関する仲裁について定める対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。この部の規定を適用することを選択する各締約国は、各対象租税協定（4の規定に基づく留保の対象となるものを除く。）が当該仲裁について定める規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。二の当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、この部の規定は、当該二の当事国について、当該対象租税協定の規定に代わる。

2 両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項であつてこの部に定める仲裁手続の対象となるものは、当該事項が、両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項に関する義務的かつ拘束力を有する仲裁について定める二国間又は多数国間の条約に従い仲裁のための委員会又はこれに類する機関が既に設けられた事案に含まれる場合には、仲裁に付託されない。

3 1の規定に従うことを条件として、この部のいかなる規定も、当事国が当事者である他の条約又は将来当事者となる他の条約に基づく両当事国の権限のある当局の合意のための手続における未解決の事項に関

する仲裁に関するより広範な義務の実施に影響を及ぼすものではない。

4 締約国は、両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項に関する義務的かつ拘束力を有する仲裁について定める一若しくは二以上の特定の対象租税協定又は全ての対象租税協定についてこの部の規定を適用しない権利を留保することができる。

第七部 最終規定

第二十七条 署名及び批准、受諾又は承認

1 この条約は、二千十六年十二月三十一日から、次の国又は地域による署名のために開放しておく。

(a) 全ての国

(b) ガーンジー（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、マン島（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）及びジャージー（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）

(c) 締約国及び署名国のコンセンサス方式による決定により締約国となることを認められた他の地域

2 この条約は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

第二十八条 留保

1 この条約には、次の規定によって明示的に認められる場合を除くほか、いかなる留保も付することができない。ただし、2の規定が適用される場合は、この限りでない。

- (a) 第三条（課税上存在しない団体） 5
- (b) 第四条（双方居住者に該当する団体） 3
- (c) 第五条（二重課税の除去のための方法の適用） 8及び9
- (d) 第六条（対象租税協定の目的） 4
- (e) 第七条（条約の濫用の防止） 15及び16
- (f) 第八条（配当を移転する取引） 3
- (g) 第九条（主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益） 6
- (h) 第十条（当事国以外の国又は地域の内に存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則） 5
- (i) 第十一条（自国の居住者に対して租税を課する締約国の権利を制限する租税協定の適用） 3
- (j) 第十二条（問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避） 4
- (k) 第十三条（特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避） 6

- (1) 第十四条（契約の分割） 3
- (m) 第十五条（企業と密接に関連する者の定義） 2
- (n) 第十六条（相互協議手続） 5
- (o) 第十七条（対応的調整） 3
- (p) 第十九条（義務的かつ拘束力を有する仲裁） 11及び12
- (q) 第二十三条（仲裁手続の種類） 2、3、6及び7
- (r) 第二十四条（異なる解決についての合意） 3
- (s) 第二十六条（第六部の規定の適用対象） 4
- (t) 第三十五条（適用の開始） 6及び7
- (u) 第三十六条（第六部の規定の適用の開始） 2
- 2 (a) 1の規定にかかわらず、第十八条（第六部の規定の適用の選択）の規定に基づき第六部（仲裁）の規定を適用することを選択する締約国は、同部の規定に基づいて仲裁に付託することができる事案の範囲に関して一又は二以上の留保を付することができる。この条約の締約国となった後に同条の規定に基づ

き同部の規定を適用することを選択する締約国は、当該締約国が同条の規定に従って寄託者に通告する時にこの(a)の規定に基づく留保を付する。

- (b) (a)の規定に基づいて付される留保は、受諾されなければならない。(a)の規定に基づいて付される留保は、締約国が、寄託者が当該留保について通報した日に開始する十二箇月の期間が満了する日又は当該締約国が批准書、受諾書若しくは承認書を寄託する日のいずれか遅い日までに、当該留保に対する異議を寄託者に通告しなかった場合には、当該締約国によって受諾されたものとみなす。この条約の締約国となった後に第十八条（第六部の規定の適用の選択）の規定に基づき第六部（仲裁）の規定を適用することを選擇する締約国は、当該締約国が同条の規定に従って寄託者に通告する時に、(a)の規定に従って他の締約国によって既に付された留保に対して異議を申し立てることができる。(a)の規定に基づいて付される留保に対して締約国が異議を申し立てる場合には、当該異議を申し立てる締約国と当該留保を付する締約国との間においては、同部の規定の全部を適用しない。

3

- (a) この条約の関連する規定に別段の明示の定めがない限り、1又は2の規定に基づいて付される留保は、留保を付する締約国に関しては、他の締約国との関係において、留保に係るこの条約の規定を留保の

限度において修正する。

(b) 当該他の締約国に関しては、留保を付する締約国との関係において、留保に係るこの条約の規定を留保の限度において修正する。

4 締約国が国際関係について責任を負う地域によって、又は当該地域のために締結された対象租税協定に適用される留保については、当該地域が前条（署名及び批准、受諾又は承認）1 (b) 又は (c) の規定に基づいてこの条約の締約国となるものでない場合には、当該地域の国際関係について責任を負う締約国が付する。この場合には、当該留保は、当該締約国によって当該締約国の対象租税協定に付される留保と異なるものとすることができる。

5 留保については、2、6 及び 9 並びに次条（通告）5 の規定に従うことを条件として、署名の時又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の時に付する。ただし、この条約の締約国となった後に第十八条（第六部の規定の適用の選択）の規定に基づき第六部（仲裁）の規定を適用することを選択する締約国は、当該締約国が同条の規定に従って寄託者に通告する時に 1 (p) から (s) までの規定に基づく留保を付する。

6 署名の時に留保を付する場合には、当該留保は、批准書、受諾書又は承認書が寄託される時に確認され

なければならない。ただし、2、5及び9並びに次条（通告）5の規定に従うことを条件として、当該留保を含む文書において当該留保が最終的なものであることが明示される場合は、この限りでない。

7 署名の時に留保を付さない場合には、予定される留保の暫定的な一覧が、署名の時に寄託者に提出されなければならない。

8 次の各規定に基づいて付される留保に関し、第二条（用語の解釈）1 (a) (ii) の規定に従って通告される協定であつて関連する規定に規定する留保の対象となるものの一覧並びに次の規定 (c)、(d) 及び (n) の規定を除く。）に基づいて付される留保については当該協定の関連する各規定の条及び項の番号の一覧が、当該留保を付する時に提出されなければならない。

- (a) 第三条（課税上存在しない団体）5 (b) から (e) まで及び (g)
- (b) 第四条（双方居住者に該当する団体）3 (b) から (d) まで
- (c) 第五条（二重課税の除去のための方法の適用）8 及び 9
- (d) 第六条（対象租税協定の目的）4
- (e) 第七条（条約の濫用の防止）15 (b) 及び (c)

- (f) 第八条（配当を移転する取引） 3 (b) (i) から (iii) まで
 - (g) 第九条（主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益） 6 (d) から (f) まで
 - (h) 第十条（当事国以外の国又は地域の内存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則） 5 (b) 及び (c)
 - (i) 第十一条（自国の居住者に対して租税を課する締約国の権利を制限する租税協定の適用） 3 (b)
 - (j) 第十三条（特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避） 6 (b)
 - (k) 第十四条（契約の分割） 3 (b)
 - (l) 第十六条（相互協議手続） 5 (b)
 - (m) 第十七条（対応的調整） 3 (a)
 - (n) 第二十三条（仲裁手続の種類） 6
 - (o) 第二十六条（第六部の規定の適用対象） 4
- (a) から (o) までに掲げる規定に基づく留保は、この 8 に規定する一覽に含まれない対象租税協定については、

適用しない。

9 1又は2の規定に従って留保を付する締約国は、寄託者に宛てた通告によって、いつでも当該留保を撤回し、又はより限定された留保に変更することができる。当該締約国は、次条（通告）6の規定に従い、当該留保の撤回又は変更の結果として必要となる追加の通告を行う。第三十五条（適用の開始）7の規定が適用される場合を除くほか、当該撤回又は変更は、

(a) 寄託者が留保の撤回又は変更の通告を受領する時においてこの条約の締約国である国又は地域のみとの間の対象租税協定に関しては、次のものについて適用する。

- (i) 源泉徴収される租税に係る規定に関する留保については、当該留保の撤回又は変更の通告について寄託者が通報した日に開始する六箇月の期間が満了する年の翌年の一月一日以後に生ずる課税事象
- (ii) その他の全ての規定に関する留保については、当該留保の撤回又は変更の通告について寄託者が通報した日に開始する六箇月の期間が満了する年の翌年の一月一日以後に開始する課税期間に関して課される租税

(b) 寄託者が留保の撤回又は変更の通告を受領した日の後に一又は二以上の当事国がこの条約の締約国と

なる対象租税協定に関しては、この条約が当該当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日から適用する。

第二十九条 通告

1 5及び6並びに第三十五条（適用の開始）7の規定が適用される場合を除くほか、次の規定に基づく通告は、署名の時又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の時に行う。

- (a) 第二条（用語の解釈） 1 (a) (ii)
- (b) 第三条（課税上存在しない団体） 6
- (c) 第四条（双方居住者に該当する団体） 4
- (d) 第五条（二重課税の除去のための方法の適用） 10
- (e) 第六条（対象租税協定の目的） 5及び6
- (f) 第七条（条約の濫用の防止） 17
- (g) 第八条（配当を移転する取引） 4
- (h) 第九条（主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益） 7及び8

- (i) 第十条（当事国以外の国又は地域の内存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則） 6
- (j) 第十一条（自国の居住者に対して租税を課する締約国の権利を制限する租税協定の適用） 4
- (k) 第十二条（問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避） 5及び6
- (l) 第十三条（特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避） 7及び8
- (m) 第十四条（契約の分割） 4
- (n) 第十六条（相互協議手続） 6
- (o) 第十七条（対応的調整） 4
- (p) 第十八条（第六部の規定の適用の選択）
- (q) 第二十三条（仲裁手続の種類） 4
- (r) 第二十四条（異なる解決についての合意） 1
- (s) 第二十六条（第六部の規定の適用対象） 1
- (t) 第三十五条（適用の開始） 1から3まで、5及び7

2 締約国が国際関係について責任を負う地域によって、又は当該地域のために締結された対象租税協定に

関する通告については、当該地域が第二十七条（署名及び批准、受諾又は承認） 1 (b) 又は (c) の規定に基づいてこの条約の締約国となるものでない場合には、当該地域の国際関係について責任を負う締約国が行う。この場合には、当該通告は、当該締約国によって当該締約国の対象租税協定に関して行われる通告と異なるものとすることができる。

3 署名の時に通告を行う場合には、当該通告は、批准書、受諾書又は承認書が寄託される時に確認されなければならない。ただし、5 及び 6 並びに第三十五条（適用の開始） 7 の規定が適用される場合を除くほか、当該通告を含む文書において当該通告が最終的なものであることが明示される場合は、この限りでない。

4 署名の時に通告を行わない場合には、予定される通告の暫定的な一覧が、署名の時に提出されなければならない。

5 締約国は、寄託者に宛てた通告により、第二条（用語の解釈） 1 (a) (ii) の規定に従って通告される協定の一覧に協定をいつでも追加することができる。当該締約国は、その追加される協定が、前条（留保） 8 に掲げる留保であって当該締約国が付するものの対象となるか否かを当該通告において特定する。当該締約

国は、その追加される協定が同条 8 に掲げる留保の対象となる最初のものである場合には、当該留保を新たに付することができる。当該締約国は、当該一覽に協定を追加することに伴って 1 (b) から (s) までの規定に基づいて求められる追加の通告を特定する。締約国が国際関係について責任を負う地域によって、又は当該地域のために締結された租税協定を初めて一覽に追加することとなる場合には、当該締約国は、当該地域によって、又は当該地域のために締結された対象租税協定について適用される同条 4 の規定に基づく留保又は 2 の規定に基づく通告を特定する。第二条（用語の解釈） 1 (a) (ii) の規定に従って通告された協定であって一覽に追加されるものが対象租税協定となる日において、第三十五条（適用の開始）の規定は、当該対象租税協定の修正の適用が開始される日を規律する。

6 締約国は、寄託者に宛てた通告により、1 (b) から (s) までに掲げる規定に基づく追加の通告を行うことができる。これらの追加の通告は、

(a) 寄託者が当該追加の通告を受領する時においてこの条約の締約国である国又は地域のみとの間の対象租税協定に関しては、次のものについて適用する。

(i) 源泉徴収される租税に係る規定に関する通告については、当該追加の通告について寄託者が通報し

た日に開始する六箇月の期間が満了する年の翌年の一月一日以後に生ずる課税事象

- (ii) その他の全ての規定に関する通告については、当該追加の通告について寄託者が通報した日に開始する六箇月の期間が満了する年の翌年の一月一日以後に開始する課税期間に関して課される租税
- (b) 寄託者が当該追加の通告を受領した日の後に一又は二以上の当事国がこの条約の締約国となる対象租税協定に関しては、この条約が当該当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日から適用する。

第三十条 対象租税協定の修正後の改正

この条約の規定は、対象租税協定の当事国の間で合意される当該対象租税協定の改正であつて、この条約による修正の後に行われるものに影響を及ぼすものではない。

第三十一条 締約国会議

- 1 締約国は、この条約の規定に基づいて必要とされ、又は適當とされる決定を行い、又は機能を遂行するために締約国会議を開催することができる。

- 2 締約国会議は、寄託者が運営する。

- 3 締約国は、寄託者に要請の通報を行うことによって締約国会議の招集を要請することができる。寄託者

は、その要請について全ての締約国に通報する。その後、寄託者は、寄託者が当該要請について通報した後六箇月以内に当該要請が締約国の三分の一によって支持される場合には、締約国会議を招集する。

第三十二条 解釈及び実施

1 この条約によって修正された対象租税協定の規定の解釈又は実施に関して生ずる問題は、当該対象租税協定の解釈又は適用に関する問題を合意によって解決することに関連する当該対象租税協定の規定（この条約の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）に従って解決される。

2 この条約の解釈又は実施に関して生ずる問題については、前条（締約国会議）3の規定に従って招集される締約国会議によって対処することができる。

第三十三条 改正

1 締約国は、寄託者に改正案を提出することによってこの条約の改正を提案することができる。

2 改正案を審議するため、第三十一条（締約国会議）3の規定に従って締約国会議を招集することができる。

第三十四条 効力発生

1 この条約は、五番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日に開始する三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

2 五番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された後にこの条約を批准し、受諾し、又は承認する各署名国については、この条約は、当該署名国によって批准書、受諾書又は承認書が寄託された日に開始する三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十五条 適用の開始

1 この条約の規定は、対象租税協定の各当事国において、次のものについて適用する。

(a) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、この条約が当該対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日以後に開始する年の初日以後に生ずる課税対象

(b) 当該当事国によって課されるその他の全ての租税については、この条約が当該対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日から六箇月の期間（全ての当事国が六箇月よりも短い期間を適用する意図を有することについて寄託者に通告する場合には、当該期間）が満了した時以後に開始

する課税期間に関して課される租税

2 締約国は、当該締約国が1(a)及び5(a)の規定を適用するに当たり、「年」を「課税期間」に代えることを選択することができる。締約国は、この2の規定を適用することを選択する場合には、その旨を寄託者に通告する。

3 締約国は、当該締約国が1(b)及び5(b)の規定を適用するに当たり、「課税期間」を「年の一月一日以後に開始する課税期間」に代えることを選択することができる。締約国は、この3の規定を適用することを選択する場合には、その旨を寄託者に通告する。

4 1から3までの規定にかかわらず、第十六条（相互協議手続）の規定は、対象租税協定につき、この条約が当該対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日以後に一方の当事国の権限のある当局に対して申し立てられた事案（この条約によって修正される前の当該対象租税協定の規定に基づき、この条約が当該対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日において申立てをすることが認められなかったものを除く。）に関し、当該事案が関連する課税期間を考慮することなく、適用する。

5 第二条（用語の解釈） 1 (a)(ii)の規定に従って通告される協定の一覧に第二十九条（通告） 5の規定に従って追加されることによつて新たに対象租税協定となる対象租税協定については、この条約の規定は、各当事国において、次のものについて適用する。

(a) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、当該一覧への協定の追加に関する通告について寄託者が通報した日の後三十日を経過した日以後に開始する年の初日以後に生ずる課税事象

(b) 当該各当事国によつて課されるその他の全ての租税については、当該一覧への協定の追加に関する通告について寄託者が通報した日から九箇月の期間（全ての当事国が九箇月よりも短い期間を適用する意図を有することについて寄託者に通告する場合には、当該期間）が満了した時以後に開始する課税期間に関して課される租税

6 締約国は、対象租税協定について、4の規定を適用しない権利を留保することができる。

7 (a) 締約国は、次の権利を留保することができる。

(i) 1及び4に規定する「この条約が当該対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のうち最も

遅い日」及び

(ii) 5に規定する「当該一覧への協定の追加に関する通告について寄託者が通報した日」を「7の規定に基づく留保を付する各当事国が行う通告であって、特定の対象租税協定についてこの条約の規定の適用を開始するための国内手続が完了した旨のもののうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日を経過した日」に代える権利

(iii) 第二十八条（留保） 9 (a)に規定する「当該留保の撤回又は変更の通告について寄託者が通報した日」及び

(iv) 第二十八条（留保） 9 (b)に規定する「この条約が当該当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日」を

「第三十五条（適用の開始） 7の規定に基づく留保を付する各当事国が行う通告であって、特定の対象租税協定について当該留保の撤回又は変更の適用を開始するための国内手続が完了した旨のもののうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日を経過した日」に代える権利

(v) 第二十九条（通告） 6 (a)に規定する「当該追加の通告について寄託者が通報した日」及び

(vi) 第二十九条（通告） 6 (b)に規定する「この条約が当該当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日」を

「第三十五条（適用の開始） 7の規定に基づく留保を付する各当事国が行う通告であつて、特定の対象租税協定について当該追加の通告の適用を開始するための国内手続が完了した旨のものうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日を経過した日」に代える権利

(vii) 次条（第六部の規定の適用の開始） 1及び2に規定する「この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日」を

「前条（適用の開始） 7の規定に基づく留保を付する各当事国が行う通告であつて、特定の対象租税協定についてこの条約の規定の適用を開始するための国内手続が完了した旨のものうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日を経過した日」に代える権利

(viii) 次条（第六部の規定の適用の開始） 3に規定する「当該一覧への協定の追加に関する通告について寄託者が通報した日」、

(ix) 次条（第六部の規定の適用の開始） 4に規定する「当該留保の撤回に関する通告について寄託者が

通報した日」、「当該留保の変更に関する通告について寄託者が通報した日」及び「当該留保に対する異議の撤回に関する通告について寄託者が通報した日」並びに

(x) 次条（第六部の規定の適用の開始）5に規定する「追加の通告について寄託者が通報した日」を「前条（適用の開始）7の規定に基づく留保を付する各当事国が行う通告であつて、特定の対象租税協定について第六部（仲裁）の規定の適用を開始するための国内手続が完了した旨のもののうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日を経過した日」に代える権利

(b) (a)の規定に基づいて留保を付する締約国は、国内手続の完了を確認するための通告を寄託者及び他の当事国に対して同時に行う。

(c) 対象租税協定の一又は二以上の当事国がこの7の規定に基づいて留保を付する場合には、当該対象租税協定の全ての当事国について、この条約の規定、留保の撤回若しくは変更、当該対象租税協定に関する追加の通告又は第六部（仲裁）の規定の適用が開始される日については、この7の規定を適用する。

第三十六条 第六部の規定の適用の開始

1 第二十八条（留保）9、第二十九条（通告）6及び前条（適用の開始）1から6までの規定にかかわら

ず、第六部（仲裁）の規定は、対象租税協定の二の当事国について、次の日から適用する。

(a) 第十九条（義務的かつ拘束力を有する仲裁） 1 (a)に規定するところによって一方の当事国の権限のある当局に対して申し立てられた事案については、この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日

(b) この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日の前に一方の当事国の権限のある当局に対して申し立てられた事案については、両当事国が、第十九条（義務的かつ拘束力を有する仲裁） 10の規定に従って合意に達したこと及び当該合意に定める条件に従い、同条 1 (a)に規定するところによって一方の当事国の権限のある当局に対して当該事案が申し立てられたとみなされる日に関する情報について寄託者に通告した日

2 締約国は、この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日の前に一方の当事国の権限のある当局に対して申し立てられた特定の事案について第六部（仲裁）の規定を適用することについて両当事国の権限のある当局が合意する場合に限り当該事案について同部の規定を適用する権利を留保することができる。

3 第二条（用語の解釈） 1 (a)(ii)の規定に従って通告される協定の一覧に第二十九条（通告） 5の規定に従って追加されることによつて新たに対象租税協定となる対象租税協定については、1及び2に規定する「この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日」を「当該一覧への協定の追加に関する通告について寄託者が通報した日」に代える。

4 第二十八条（留保） 9の規定に基づく第二十六条（第六部の規定の適用対象） 4の規定に基づいて付される留保の撤回若しくは変更又は第二十八条（留保） 2の規定に基づいて付される留保に対する異議を撤回することによつて対象租税協定の二の当事国の間で第六部（仲裁）の規定を適用することとなる場合における異議の撤回は、1 (a)及び(b)の規定に従って適用する。この場合には、1及び2に規定する「この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日」を、それぞれ、「当該留保の撤回に関する通告について寄託者が通報した日」、「当該留保の変更に関する通告について寄託者が通報した日」又は「当該留保に対する異議の撤回に関する通告について寄託者が通報した日」に代える。

5 第二十九条（通告） 1 (p)の規定に従って行われる追加の通告は、1 (a)及び(b)の規定に従って適用する。この場合には、1及び2に規定する「この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のい

れか遅い日」を「追加の通告について寄託者が通報した日」に代える。

第三十七条 脱退

- 1 いずれの締約国も、寄託者に宛てた通告によって、いつでもこの条約から脱退することができる。
- 2 1の規定に基づく脱退は、寄託者が通告を受領した日に効力を生ずる。締約国の脱退の効力が生ずる日の前に対象租税協定の全ての当事国についてこの条約が効力を生じた場合には、当該対象租税協定は、引き続きこの条約によって修正される。

第三十八条 議定書との関係

- 1 この条約は、一又は二以上の議定書によって補足することができる。
- 2 国又は地域は、議定書の当事者となるためには、この条約の締約国でなければならない。
- 3 この条約の締約国は、議定書に従って当該議定書の当事者とならない限り、当該議定書によって拘束されない。

第三十九条 寄託者

- 1 この条約及び前条（議定書との関係）に規定する議定書の寄託者は、経済協力開発機構事務総長とす

る。

2 寄託者は、締約国及び署名国に対し、次の事項が行われた後一箇月以内に当該事項について通報する。

- (a) 第二十七条（署名及び批准、受諾又は承認）に規定する署名
- (b) 第二十七条（署名及び批准、受諾又は承認）に規定する批准書、受諾書又は承認書の寄託
- (c) 第二十八条（留保）に規定する留保又は留保の撤回若しくは変更
- (d) 第二十九条（通告）に規定する通告又は追加の通告
- (e) 第三十三条（改正）に規定するこの条約の改正の提案
- (f) 第三十七条（脱退）に規定するこの条約からの脱退
- (g) この条約に関するその他の通告

3 寄託者は、次の事項について、公に利用可能な一覧を維持する。

- (a) 対象租税協定
- (b) 締約国が付する留保
- (c) 締約国が行う通告

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この条約に署名した。

二千十六年十一月二十四日にパリで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、経済協力開発機構に寄託する。